

午後六時三十六分開議

○山口ひろひさ委員長 ただいまからDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会を開会いたします。

○山口ひろひさ委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第一回区議会定例会提出予定案件（追加）について、議案①世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明をお願いします。

○恵見マイナンバー担当課長 それでは、世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の主旨でございます。マイナンバー制度では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める事務に加え、地方公共団体が条例で定める事務——これを独自利用事務と呼びますが、こちらについても個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することができるとされています。

このたび、令和八年度税制改正大綱に係る地方税法等の改正に伴いまして規程の整備を図る必要があるため、本条例改正案を令和八年第一回区議会定例会に提案するものでございます。

2の改正内容です。軽自動車税環境性能割については、令和八年三月三十一日をもって廃止される見込みです。それに伴い軽自動車税種別割を軽自動車税と改めるため、条例の別表第1及び第2を改正いたします。

新旧対照表については、二ページを御覧ください。下線部が今回の改正箇所でございます。御覧のとおり、「種別割」とされている部分を「軽自動車税」に変更いたします。

一ページにお戻りください。4 施行予定日は、令和八年四月一日でございます。

今後の流れですが、本条例の改正は、現在、国会にて審議中の改正地方税法に係る事項ですので、区議会第一回定例会の会期中に本件に係る地方税法等の改正案が国会で議決、公布されたことをもって、区議会に提案させていただく予定としております。

しかし、区税条例施行日を四月一日とする関係上、国会の議決並びに公布の日によりましては、やむを得ず地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分とせざるを得な

い場合も想定しております。その場合には速やかに次の議会に御報告し、承認をいただくことといたします。

私からの説明は以上です。

○山口ひろひさ委員長 ただいまの説明に対して御質疑ございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○山口ひろひさ委員長 次に、㊦その他ですが、ほかに区側から報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口ひろひさ委員長 特になければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

---

○山口ひろひさ委員長 次に、2 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

- ㊦ デジタルトランスフォーメーションについて
- ㊧ 地域行政制度について
- ㊨ 公共施設整備（手法を含む）について
- ㊩ 本庁舎整備について
- ㊪ 火葬場設置の検討について
- ㊫ 国公有地等の対策について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口ひろひさ委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○山口ひろひさ委員長 次に、3 協議事項、㊬次回委員会の開催についてですが、ただいま説明のあった案件が議案として正式に提案され、本会議において当委員会に付託されれば、審査を行うために委員会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上で協議事項を終わります。

---

○山口ひろひさ委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口ひろひさ委員長 特にないようですので、以上で本日のDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会を散会といたします。

午後六時四十分散会

---